


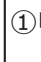
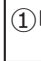
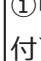
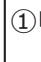
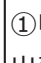

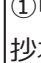
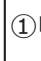


# この見開きを抜き取って一年間ご活用ください。 ぜひ事業所の皆さんでご回覧ください！

## こんなときは保険給付が受けられます

～板金業に従事する皆様の疾病予防と健康の保持増進のため次の事業に取り組んでいます～

仕事以外の病気やけがで医師の診療を受けるときは、保険証を提示するだけで診療、薬、手術等の治療が受けられますが、その他に入院、出産や死亡があったときに申請により給付が受けられます。

こんなとき↓	給付の種類	申請に必要な書類
1か月の自己負担額が限度額を超えたとき	 高額療養費	①申請書(組合より送付)②領収書
※入院・通院時に高額な治療を受けるとき「 <b>限度額適用認定証</b> 」を提示すると窓口負担を自己負担限度額に抑えることができます。		①申請書  <b>マイナ保険証をご利用いただくと「限度額認定証」がなくても限度額を超える支払が免除</b>
やむを得ない事情で保険証を提示できず、自費診療を受けたとき	 療養費	①申請書  ②領収書③レセプト(写)
医師の指示によりコルセット等を作ったとき		①申請書  ②医師の意見書(原本)③領収書(装具制作会社)
海外にいるとき病気やけがで診療を受けたとき		①申請書  ②領収明細(翻訳添付)③診療内容明細書(翻訳添付)④パスポート(写)⑤調査同意書
整骨院などで施術を受けたとき <small>(療養費の申請・受領を整骨院に委任している場合を除く) ※保険の対象とならない場合があります</small>		①申請書  ②領収書③レセプトの写し
赤ちゃんが生まれたとき	出産育児一時金 1児につき50万円 ・出産祝金 1児につき3万円	①申請書  ②出産を証明する書類(住民票・母子手帳(写)・出産証明書等)③出産費用の領収書・明細書④直接支払制度を利用しない方…合意文書 ※出産祝金は同時に申請
組合員が出産したとき	出産手当金 1日につき4,000円 (最大80日)	①申請書  ②出産を証明する書類(住民票・母子手帳(写)・出産証明書等) ※出産育児一時金・出産祝金と併せて申請
死亡したとき	葬祭費 組合員 10万円 家族 7万円	①申請書  ②死亡を証明する書類(死亡診断書・住民票除籍抄本等)③葬祭を行った者を確認できる書類(会葬礼状(写)、埋葬許可書等)
組合員が入院したとき ※入院4日目から支給	傷病手当金 1日につき4,000円 (5年間で最大180日支給)	①申請書  (医師の証明欄記入)

健康診断を受けたとき	金額	対象の方・手続書類
年度内に1・2・3のいずれか1回のみです		
<b>1</b> 健康診断助成金	<b>15,000円</b> を限度	全年齢の組合員・配偶者 ①健康診断結果(写)②領収書(写) ③問診票(40～70歳の方のみ)
<b>2-1</b> 特定健診 (組合より受診券を対象者に送付)	<b>特定健診費用金額</b>	40歳以上の組合員・配偶者・家族
<b>2-2</b> 特定健診追加メニュー助成金	<b>7,000円</b> を限度 特定健診基本項目の他追加した項目に対して	40歳以上の組合員・配偶者 ①健康診断結果(写)②領収書(写)③問診票
<b>3</b> 節目検診	<b>実費の1/2</b> (50,000円を限度)	40、45、50、55、60、65歳に達する組合員 ①健康診断結果(写)②領収書(写)③問診票
がん郵送検査 (組合より申込ハガキを対象者に送付)	<b>検査費用金額</b>	大腸がん：40歳以上の組合員・配偶者・家族 子宮けいがん：20歳以上の組合員・配偶者・家族(2年に1回、偶数年齢に達する年度のみ)
インフルエンザ予防接種を受けたとき	<b>2,000円</b> (12歳以下の方が2回した接種た場合は4,000円)	0歳から64歳の組合員・配偶者・家族 ①申請書  ②領収書(コピー可)

保存版

令和6年度

# 全板国保の事業案内



昭和45年7月に設立された建築板金業単独で組織する組合です。

詳しくは全板国保のホームページをご覧ください

## こんなときは届け出を14日以内に届けましょう！

マークのある届け出等には個人番号(マイナンバー)の記入と本人確認が必要です。

マークのある用紙はホームページからダウンロードできます。



マイナ保険証をご利用ください

こんなとき↓		届け出に必要な書類	
組合員加入する時	組合員	個人事業所に加入するとき	①新規加入申込書②世帯全員の住民票※③自己申告書④本来的な国民健康保険の対象者であることの申告書
		法人事業所に加入するとき	①新規加入申込書②世帯全員の住民票※③自己申告書④健康保険被保険者適用除外申請書(写)⑤健康保険被保険者適用除外承認証(写)
	家族	子どもが生まれたとき、転入、転居、世帯合併したとき	①資格取得届 ②世帯全員の住民票※
		勤め先の会社を退職したとき	①資格取得届 ②世帯全員の住民票※③社会保険資格喪失証明書
生活保護解除になったとき		①資格取得届 ②世帯全員の住民票※③生活保護解除証明書	
組合員脱退する時	組合員	他の国保組合の資格を喪失したとき	①資格取得届 ②世帯全員の住民票※③国保組合資格喪失証明書
		組合員が健康保険等に加入したとき	①脱退届②健康保険等(社会保険)の資格取得証明書(保険証(写)可)
		従業員が退職したとき	個人事業所の場合 ①脱退届②退職証明書 法人事業所の場合 ①脱退届②厚生年金被保険者資格喪失確認通知書(写)
	家族	市町村国保、他の国保組合へ加入予定のとき	①脱退届 添付書類はありません
		家族が転出、転居、世帯分離したとき	①資格喪失届 ②住民票の除票または転出(転居)先の住民票
		家族が就職したとき	①資格喪失届 ②社会保険資格取得証明書(保険証(写)可)
		生活保護開始したとき	①資格喪失届 ②生活保護開始証明書
変更	住所・氏名に変更があったとき	亡くなったとき	①資格喪失届 ②死亡診断書等、死亡を証明する書類
		他の国保組合に加入したとき	①資格喪失届 ②国保組合資格取得証明書(保険証(写)可)
その他	住所・氏名に変更があったとき	変更	①変更届 ②世帯全員の住民票
		就学のために親元を離れ住民票を移したとき	①遠隔地就学者該当届 ②該当年度(4月1日以降)在学証明書
		保険証や高齢受給者証を紛失したとき	再交付申請書

※申込日または届出日から3か月以内に発行したものを提出してください。個人番号の記載は不要です。

母子手帳を受け取ったとき (出産する方の産前産後期間保険料免除)	①届出書 ②出産予定日を確認できる書類
-------------------------------------	------------------------

### ◆事業所に変更があったとき◆

住所・名称に変更があったとき	①変更届 ②謄本など変更された事項がわかるもの	
業種が変わったとき	個人から法人へ	①変更届 ②登記簿謄本(写)③健康保険被保険者適用除外申請書(写)④健康保険被保険者適用除外承認証(写)
	法人から個人へ	①変更届 ②解散登記をした登記簿謄本(写)③本来的な国民健康保険の対象者であることの申告書
	従業員5人未満から5人以上へ	①変更届 ②被保険者適用除外申請書(写)③健康保険被保険者適用除外承認証(写)



保険料振替日のご案内

4月保険料の口座振替日は **4/30(火)** です。

口座振替日の前日までに指定口座へ入金をお願いします。

保険料の額は「国民健康保険料のお知らせ」でご確認ください。



2月8日 理事会・監事会(板金会館)  
2月29日 国保連合会  
通常総会(東京都国保連合会) 田中事務局長

全板国保日誌



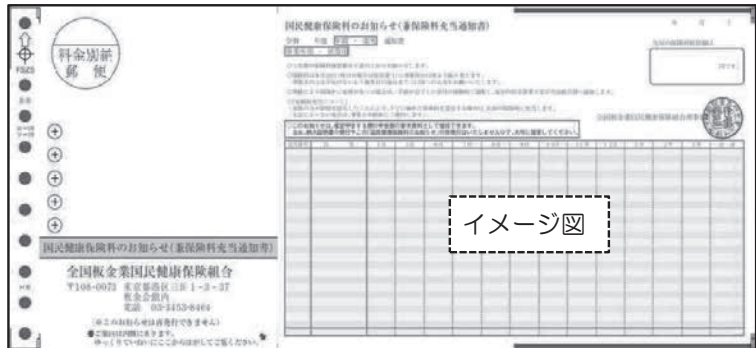
各種のお知らせ

令和6年度国民健康保険料のお知らせ

(兼保険料充当通知書)

の送付について

~封書から**圧着ハガキ**に変更になります~



イメージ図

令和6年4月中旬に

ご加入世帯と事業所に送付します

- 令和6年度(令和6年4月から令和7年3月まで)の各月の保険料額のお知らせです
- 世帯に異動にあった時は、その都度送付します
- この「お知らせ」は確定申告の際、参考資料としてご使用いただけます

再発行できませんので、大切に保管してください!

保険証等の氏名漢字の表記について

保険証や印刷物等に印字している文字については、当組合コンピュータ上に登録がない文字がある場合は、別途当組合で登録した文字で表記していましたが、令和6年12月の保険証廃止を踏まえ、今後はコンピュータ上登録のある文字で表記いたしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

NEW! ホームページに「板金新聞」を(全板国保からのお知らせ)

4月号から掲載します!



サンプルです

毎月中旬にUPします。思いついた時に記事が読めます。是非ご活用ください!

NEW! 全板国保ホームページで毎月更新!

健康情報

「がん予防マニュアル」がスタートします!

4月のテーマ

~いま、日本人の2人に1人ががんにかかる時代~



がんは全板国保の医療費の中で一番高く、16%を占めます。(令和4年度)  
がんにならないために、一緒に学んでいきましょう!

令和6年度保険料/月額

医療給付分・後期高齢者支援分		保険料		医療給付分・後期高齢者支援分		保険料	
年齢区分 ※注1		個人事業所 ※注2	法人事業所	年齢区分 ※注1			
組合員	事業主	65歳以上 (S34年4月1日以前生まれの方)	26,200円	26,400円	従業員	55歳以上 (S44年4月1日以前生まれの方)	21,700円
		55歳~64歳 (S34年4月2日~S44年4月1日生まれの方)	26,100円	26,300円		45歳~54歳 (S44年4月2日~S54年4月1日生まれの方)	21,600円
		45歳~54歳 (S44年4月2日~S54年4月1日生まれの方)	26,000円	26,200円		35歳~44歳 (S54年4月2日~平成元年4月1日生まれの方)	21,500円
		35歳~44歳 (S54年4月2日~平成元年4月1日生まれの方)	25,900円	26,100円		25歳~34歳 (平成元年4月2日~H11年4月1日生まれの方)	21,400円
		35歳未満 (平成元年4月2日以降生まれの方)	25,800円	26,000円		20歳~24歳 (H11年4月2日~H16年4月1日生まれの方)	14,300円
家族 ※注3		6,400円		20歳未満 (H16年4月2日以降生まれの方)		8,300円	

介護保険料(40歳から64歳までの方) ※注4

一律 4,200円

後期高齢者組合員(75歳以上の組合員)

一律 500円

上記金額には後期高齢者支援分保険料が一律3,200円含まれています。

※注1:年齢区分は、4月1日現在の年齢に基づきます(年度内に年齢区分は変わりません)。

※注2:常時従業員を5人以上使用している個人事業主は、法人事業所の金額です。

※注3:家族5人目以降の保険料は無料です。ただし、介護保険料の4,200円は免除とはなりません。

※注4:介護保険料は40歳到達月から65歳到達月までです。到達月とは、誕生日の前日が属する月を指します。

65歳以上の方は市区町村に納めます。